

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成27年3月20日(金) 13時30分～17時40分
■場 所	小田急仙台ビル 6階 会議室4
■出席委員	持田委員、永幡委員、遠藤委員、西條委員、丸尾委員、森田委員、山口委員 山田委員
■欠席委員	風間委員、小森委員、廣田委員、松木委員、松八重委員、山崎委員、 横山委員
■事務局	佐藤環境部長、瀧澤環境企画課長、菊地環境対策課長、 田中環境都市推進課長、環境調整係
■審議	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画環境影響評価方法書について (諮問第47号) ・仙台貨物ターミナル駅移転計画環境影響評価方法書について (諮問第48号)
■報告	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市新墓園建設事業(第2期)に係る事後調査報告書(第4回)(案)について ・仙台市東部復興道路整備事業に係る事後調査報告書(第1回)案について ・仙台市富沢駅西土地区画整理事業の事業計画変更に係る環境影響評価に関する報告書について
■事業者 1	(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画 事業者
■事業者 2	仙台貨物ターミナル駅移転計画 事業者
■事業者 3	仙台市新墓園建設事業(第2期) 事業者
■事業者 4	仙台市東部復興道路整備事業 事業者
■事業者 5	仙台市富沢駅西土地区画整理事業 事業者
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員挨拶 ・事務局紹介 ・審査会成立報告
事務局	<p>【次第2 会長等選出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長選出 ・会長・副会長挨拶
事務局	<p>【次第3 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認
持田会長	<p>【次第4 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関</p>

	する事項があれば非公開とする。 → (各委員了承) 議事録署名 永幡委員に依頼 → (永幡委員了承)
(審議 1) 持田会長	それでは審議に入る。 審議事項 1 の (仮称) 泉パークタウン第 6 住区開発計画環境影響評価方法書について、前回の審査会以降の指摘事項に対する事業者の対応方針を伺った上でさらに審議を重ねる。
事務局	それではご資料の説明をお願いする。 資料説明の前に、事務局から方法書に対する意見書の提出状況について申し上げる。意見書の提出期間は、3月4日(水)までとなっており、意見書の提出が1件であったと事業者から報告があった。
事業者 1 持田会長 遠藤委員	前回審査会以降の指摘事項と対応方針並びに意見書の概要等について、事業者から説明いただく。 (資料 1, 当日配布資料について説明) ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見などお願いする。 資料 1 の 8 ページ「6. 植物・動物・生態系」の No. 5, 6, 7 について、前回の審査会で私が指摘したことに対し、配慮事項として選定して頂けるのはとても良いことだ。具体的な配慮内容は、どの時点で示して頂けるのか。
事業者 1 遠藤委員	環境影響評価準備書において具体的な配慮内容を示す。 示された配慮内容は、実際の工事や事業計画に対してどのように反映されるのか。
事業者 1 持田会長	配慮項目も含めて環境影響評価で検討した内容は、事業計画全体に当然反映される。また、事後調査の段階で、配慮項目として示した内容が適切に実施されたのかチェックすることも考えられる。
事業者 1 持田会長	準備書では具体的な配慮内容を示されるということだ。例えばツキノワグマ等の野生動物への対策としては、柵を設置する、ゴミの管理方法を考えるといったことか。
事業者 1 持田会長	具体的な内容は今後検討したい。 資料 1 の 2 ページ「1. 事業計画・全般的な事項」の No. 4 について、前回の審査会では、多くの委員から沢部を埋め立てることに対して懸念する意見があった。今回示された対応方針では、当該沢部は埋め立てるが、自然環境を保全するエリア内に沢部があり、希少な動植物種が見つかった際には、そちらに移すことを検討するということだ。
事業者 1	対応方針に示したとおり、土量バランス等の総合的なことを考えると、ご

	指摘の沢部をそのまま保全することはどうしても難しい。
森田委員	それに関連して質問するが、今回の第6住区は、これまで開発してきた過去の住区と比較して起伏の大きな地形なのか。
事業者1	資料1の29ページに宅盤計画高を図で示している。計画地は東隣の寺岡地区よりも30メートルぐらい高くなる計画である。
森田委員	宅盤計画高は高くなるということだが、勾配や傾斜については如何か。
事業者1	他の住区と比べて極端に勾配や傾斜がきつくなるということではない。
森田委員	特に切盛土量が多いということはないのか。
事業者1	そのようなこともない。方法書の1-2ページに示した泉パークタウン全体の航空写真を見ていただきたい。計画地である第6住区の北東側に紫山地区がある。紫山地区には第6住区と同じような高さの山があった。現在、紫山公園となっているところが区域内で一番高かったところであり、そこを残す形で山の南斜面に沿って宅地を造成した。寺岡地区でも同様に寺岡山を残して造成した。第6住区だけが際立って起伏の大きな地形であるという認識ではない。
持田会長	地形の起伏もさることながら、前回の審査会では生態系の立場から沢部が重要であるという意見であった。過去の住区では問題なく沢部を埋め立ててこられたかもしれないが、時代がそのようなことに厳しくなってきた。
事業者1	過去の住区でも基本的に沢部を埋め立てているが、高森地区や桂地区ではもともとの沢を活用して調整池を整備している。方法書の1-2ページの航空写真では、水の色が黒くなっているかもしれないが、緑地の中についたため池がある。コンクリートで覆った調整池ではなく、自然と融合した形の調整池としており、動植物の保全に寄与していると考えている。
持田会長	計画地内の北側の沢部は、供用後もそのまま保全されるのか。
事業者1	はい。
山田委員	方法書1-9ページの土地利用計図で南西側に調整池が示されている。供用後の宅地内の雨水排水は、全てこの調整池に集まるのか。
事業者1	この調整池は、計画地西側の約3分の2の範囲の雨水排水を受ける計画である。一方、計画地東側の約3分の1の範囲の雨水排水は、計画地の南東側に位置する八沢川調整池に放流される。八沢川調整池は、第6住区からの雨水排水の容量も見込んでつくられている。
山田委員	次に、資料1の4ページ「4. 水質、水象」のNo.4について、確かに下流域に閉鎖的な水域がなければ富栄養化の恐れは少ない。しかしながら、例えば、八沢川調整池において、富栄養化というか腐敗物によって異臭が発生して苦情が出るというようなケースがあると思うが、そういう配慮はされなくてもよいのか。

事業者1	調整池に放流される水は、基本は雨水排水のみであるため、そのようなケースは想定しづらい。また、そのような苦情が出ているという話は聞いてはない。
山田委員	雨水排水にも結構窒素成分は入ってくる。調整池は住宅地に隣接しており、夏場に繁殖した藻が腐敗した場合、異臭がして苦情が出る懸念はないか。
事業者1	そこまでは想定していなかった。
山田委員	一度検討してもらいたい。
持田会長	少し気になるのだが、資料1の4ページ「4. 水質、水象」の対応方針はゼロ回答が連續している。項目として選定していないのをわかっているから「項目として選定されたい」と指摘している。対応方針の中で選定しないこととした理由が記載されており、意見を言った委員が納得すれば問題はないと思うが、全て「選定しておりません。」では会話として成り立っていない感じがする。
山田委員	それではNo. 3についてお聞きしたい。ここで示す「工事」とは建築物の工事のことを指しているのか。
事業者1	ここでの「工事」とは、造成工事である。
山田委員	そうすると、「切土・盛土・掘削等」の言葉の使い分けがわかりにくい。
事業者1	工事中には間違いなく濁水が出るため、その予測・評価は必ず必要である。それを「工事に伴う排水」の項目として選定するのか、「切土・盛土・掘削等」の項目として選定するのかで悩んだ。どちらにも当てはまると言えるが、造成工事としてより具体的な「切土・盛土・掘削等」の項目として選定した。
山田委員	理解した。ご説明頂いたことをきちんと記載して頂くとわかりやすい。
事業者1	はい。
持田会長	ほかに。
丸尾委員	光化学オキシダントについて懸念がある。本事業により、これまでの自然緑地がアスファルトやコンクリートで覆われることで、計画地周辺の気温が上昇する。仙台市の中心部で排出された大気汚染物質が計画地に流入した場合、光化学反応が起こって光化学オキシダント濃度が高くなり、住民や植物が影響を受ける恐れがあるのではないか。
事業者1	委員の指摘に対して正確な答えになっていないかもしれないが、これまで泉パークタウンでは緑地率を30%以上確保して開発してきた。また、緑化を促進するため、宅地を分譲する際には、例えば、屏ではなく、なるべく生け垣を設けるように、等と啓発してきた。全てがコンクリート・アスファルト敷きという状況にはならないよう、第6住区でもこの考えを続けてまいりたい。
丸尾委員	了解した。

持田会長	緑化も重要だが、資料1の10ページ「9. 温室効果ガス等」の指摘事項のとおり、HEMS、スマートシティ等の取り組みによってエネルギー消費を減らすことも重要だ。これから街づくりはスマートコミュニティが標準になると思うので、緑化と省エネの二本立てで考えていただきたい。
事業者1	前回の審査会でもご指摘を頂き、その際にもお答えしたとおり、いかに消費電力なり消費エネルギーを減らしていくか、これからも検討してまいりたい。
持田会長 永幡委員	ほかに。 景観について確認したい。本事業によって山が大きく切られることで、計画地東側の住宅地からの景観がかなり変わりそうだ。方法書4-47ページによれば、当該住宅地からの眺望変化の予測地点として、計画地東側に1地点設けているようだが、ここだけで十分か。周辺住民にとって景観がどのように変わるのは大きな関心事ではないか。
事業者1	計画地東側の住宅地である寺岡地区からの眺望の変化については、ご指摘の予測地点2で把握できるものと考えていた。予測地点2と4の中程にも予測地点が必要ではないかというご指摘か。
永幡委員 事業者1	もう1地点ぐらい追加しても良いのでは。 寺岡地区は南北背割りで宅地を並べている。住民が家を出た際には南側あるいは北側を向くことになるため、むしろ計画地北側からの眺望が重要である。当然横を見れば計画地の景観が目に入るが、道路線形等を含めて考えると寺岡地区に関しては、予測地点2で対応が可能と考えている。
永幡委員 森田委員	了解した。 当日配布資料の住民等意見のNo.1にも関係するが、供用後の道路交通に対する考え方についてお聞きしたい。計画地近くの都市計画道路が数年前に廃止されたということだが、今回の大規模な開発により周辺の道路ネットワークに影響が及ぶ可能性がある。この点については仙台市にも考えを聞きたい。まずは事業者に質問するが、供用後の道路交通量を予測するにあたり、計画地からの発生交通量は予測できると思うが、通過交通量を加味して予測する考えはあるのか。
事業者1	供用後の道路交通に伴う大気質・騒音・振動等の影響を予測する際には、当然そのベースとなる交通量を設定する必要がある。その際には、発生集中交通、通過交通ともに見込める範囲で設定した上で予測する予定である。
森田委員 事業者1	具体的にはどのような方法をとられるのか。 現況把握調査として実際に交差点等で交通量を把握する。それに計画する世帯数等から交通量をプラスアルファして計算する。
森田委員	それだと発生交通量のみではないか。今回計画地内に道路が整備されるこ

	とによって、周辺を走行する自動車の走行経路が変更される。そのような通過交通の予測はどうされるのかということを聞いている。
事業者1	第6住区を含む広域的な範囲での通過交通量は、仙台市が実施している交通量調査をもとにある程度予測する。その中では、計画地内の道路を通過する、もしくは計画地の外周を通過するというようなルートを設定して予測する。
森田委員	仙台都市圏パーソントリップ調査などのデータを使われるということか。
事業者1	そうである。
森田委員	ネットワーク配分をして推計されるということでよろしいか。
事業者1	はい。将来の交通量の伸びを正確に予測することは難しいが、できる範囲で通過交通量を予測したい。
森田委員	将来交通量については、仙台市がOD表を持っているはずなので、そのデータを使えばオーソライズが得られる。供用後の道路交通については、騒音・振動等の影響も当然だが、安全性にも配慮して事業計画地内の道路計画を検討していただきたい。
持田会長	現況の道路ネットワークとしては、パークタウン内の寺岡地区、紫山地区でどん詰まりになっているのか。西側の根白石には接続されていないのか。
事業者1	計画地の南側には、根白石エリアとパークタウンを結ぶ道路がある。
持田会長	現況はパークタウンの中央の道路を通って根白石エリアに直接行けないが、今後第6住区が開発されるとそれが可能となる。そうすると根白石からパークタウンへの買物客が増加すること等が考えられる。交通量の変化というのは非常に予測が難しいと思うが、例えば、根白石の住民がパークタウン内をどの程度走行するのか予測できるのか。
森田委員	可能である。ただし、交通経路はちょっとしたことでかなり変わるので、その点は心配である。
持田会長	平成12年時の計画では、計画地北側に東西に抜ける道路が計画されていたが、新しい計画では道路線形が変更された。それによって、計画地内の通過交通はかなり避けられるのか。
森田委員	そのような意図かとは思ったが、実際には予測してみなければわからないところがある。
持田会長	了解した。事業者には、ご意見に従って仙台市のデータ等を活用して通過交通も含めて予測をしてもらいたい。仙台市の考えについてお聞きしたいという点は如何か。
環境部長	現在、環境影響評価手続きとは別に、開発許可に関する事前の協議が進められており、ご指摘の点については都市計画や交通計画の担当部局が必要な調整を行っている。その結果に基づいて都市計画道路の変更等の手続きが行

持田会長

山口委員

事業者 1

山口委員

事業者 1

山口委員

山田委員

事業者 1

山田委員

われるため、意見者から頂いた都市計画道路等に対するご意見については、その中で仙台市として必要な部分を説明していくものと理解している。

ほかに。

資料 1 で説明頂いた土砂災害に対する対応方針については了解した。事業計画地内にはため池が存在するということだが、ため池を造成する場合には注意が必要だ。その辺については何か考えていることがあるのか。

ため池も含めて沢部には軟弱層が存在するため、盛土をした場合の法面の安定計算等をきちんと行って安定性を検証していきたい。また、実際の施工にあたっては、盛土をする前にため池の水を適切に抜くとともに、底泥の粘着力や土質を確認した上で施工する。

了解した。

環境影響評価の範疇外の意見かもしれないが、もう 1 点。大規模な切盛土が行われるということだが、切土部分と盛土部分では地震被害が異なるということが広く知られてきている。例えば、住民に対して、宅地が切土あるいは盛土部分であるという情報を公開するとか、あるいは地盤品質判定士を入れて安全であることを保証して販売するとか、考えはあるのか。

現在、泉パークタウンでは、宅地を販売する際に、切土部分であるか盛土部分であるのかをお伝えした上で、お客様と契約をしている。

了解した。

自然との触れ合いの場に関しお聞きしたい。方法書 1 - 9 ページの土地利用計画図では自然緑地が残された形で計画されているが、この自然緑地を活かして、住民が自然と触れ合う公園を整備できればと思う。現地の動植物と触れ合える可能性があるということは一つの魅力として感じるのではないか。そのために、方法書 4 - 48 ページに示された自然との触れ合いの場に関するヒアリング調査を活用し、今後入ってくる人を対象として、計画地内に自然と触れ合えるような場所があれば利用したいか、したくないかという調査はできないものか。

先生のおっしゃるように、そのような公園を魅力に感じる方もいらっしゃると思う。一方で、周辺のエリアにお住まいの方にお聞きすると、熊やイノシシが出るということで、特に根白石エリアの方々は農作物を守るためにフェンスを設置している。全ての方が同じ意見だという話ではないが、今は安全性を優先する方向で考えている。ただし、住民が自然と触れ合えるようになんかながらでも自然緑地と接点を持つことが可能かどうかについて、今後検証していきたい。

ありがとうございます。お話をあった野生鳥獣による被害の問題についてもヒアリング項目に入れていただければ、調査結果がよりわかりやすくなる

	と思う。
森田委員	今回、最後の住区ということで、最寄り駅である泉中央駅からだんだん離れてきている。駅からの距離によって交通手段も変わってくると思うが、例えば、泉中央駅に最も近い桂地区の住民の中には自転車で駅まで行くという方もいらっしゃると思う。第6住区は、駅から最も離れた住区となるが、住民の通勤・通学にはどういう交通手段を見込んでいるか。
事業者1	泉中央駅へのアクセスとしては、宮城交通の路線バスが主な交通手段になると思う。また、路線バスを補完するものとして、我々も含めた事業者数社が出資し、一部利用される方々からもお金を頂きながらコミュニティバスを走らせている。それをさらに拡大することについても検討する必要があると思っている。
森田委員	第6住区の住民の主な交通手段は自家用車となるのではないか。駅からの距離や宅盤高さがほぼ同じ環境である紫山地区では、実際にそのような状況であると思う。そのため、変に予測条件を設定するのではなく、紫山地区の交通手段を把握することが、正確な予測につながると考える。
持田会長	紫山地区は自動車利用が多いのか。
事業者1	確かに紫山地区は路線バスの本数も少ない。
持田会長	そうすると、森田委員のご意見のとおり、第6住区でも紫山地区と同じようなことが起きる可能性が高い。
	時間になったので、追加の質問、意見があれば後ほど事務局に提出を願う。次回は事務局に答申案を用意して頂き、それを基に議論する。
(審議2)	
持田会長	次に審議事項2の仙台貨物ターミナル駅移転計画環境影響評価方法書について、事務局から説明をお願いする。
事務局	本事業の環境影響評価方法書及びその要約書は、2月23日付で提出された。3月5日から1ヶ月縦覧を行い、説明会は3月13日に開催された。意見書の提出期間は4月20日までとなっているので、意見書の有無及び内容については、次回の審査会でご報告の予定である。
事業者2	本案件は、通常と同じように本日を含め3回の審議で答申をいただくことを予定している。方法書の内容については、事業者から説明していただく。(別冊資料2について説明)
持田会長	それでは委員の皆様からご質問、ご意見などお願いしたい。
森田委員	環境負荷を減らそうということで、良い計画だと思う。
事業者2	貨物輸送においてJR貨物が占めるシェアはトンベースでどのくらいか。市内を動き回っている多数の宅配トラック輸送を含めた場合、トンベースで約5%，トンキロベースで約1%である。なお、弊社が得意とする鉄道貨

	物輸送の特徴は、大量かつ長距離の陸上輸送であり、例えば仙台から大阪までといった長距離の陸上輸送のシェアでは50%を超える区間もある。
森田委員	新しいターミナル駅では、現駅と比べてどの程度の取扱物量を見込んでいるのか。
事業者2	本事業は、宮城県の広域防災拠点構想・計画に基づき、現ターミナル駅を移転させる事業であるため、基本的には、現駅と同程度になるとを考えている。
森田委員	これからシェアを増やしていくというのであれば、もう少し機能を強化して取扱物量に余裕を持たせると良いと思った。
事業者2	トラック輸送のドライバー不足や鉄道貨物輸送は環境負荷の少ない輸送であることから、当社としても今後シェアを拡大していきたいという考えはあるが、貨物列車は旅客列車の間を縫って走行しており、当社が単独で列車本数を増やすことができない。今後、鉄道貨物輸送の需要が高まってくれれば、JR東日本を始めとする旅客鉄道会社と調整の上、ダイヤを増やすことも考えるが、現時点では具体的な増加は見込んではいない。
森田委員	それから、敷地境界からどの位置に線路があるか等が分からないと、予測ができないと思うが、計画地内のレイアウト図はあるか。現時点であるのであれば示して欲しい。ないのであれば、次回以降示して欲しい。
事業者2	現在、設計を進めている段階であるため示すことができない。施設配置図の模式図は要約書の3ページに載せており、この図を基に、2階建て程度の事務所が追加されるイメージである。
森田委員	もう1点伺う。取扱物量は現況どおりということだが、交通の観点で一番負荷がかかるのは、この計画地から幹線道路までのアクセス区間だと思う。どのようなルートを見込んでいるのか。また、交通量はそのルートを考慮して予測を行うのか。さらに、予測範囲は計画地から半径数百メートルの範囲内で足りるのか。
事業者2	本事業に伴う交通計画は、JR貨物だけではなく、関係機関と調整しながら決めていく予定である。現段階では、車両出入口も決まっていない状況だが、予測においては、事業に関連する車両がどこから、どのくらい走行するのかを想定して行う予定である。
森田委員	少なくとも、計画地から幹線道路まで何台関連車両が走行するのかを設定した上でその先の交通量の予測を行い、問題のないことを示して欲しい。
持田会長	ほかに意見はあるか。
永幡委員	宮城野原にある現駅はなくなる訳だが、線路はどうなるのか
事業者2	ご指摘の線路については、長町から東北本線が分岐して東仙台まで旅客駅をショートカットする形で貨物用の線路が走っている。この線路はJR東日本が所有している線路であり、当社が借りて使用している。JR東日本の見

	解としては、宮城野原の現駅がなくなつても貨物列車の短絡線として使用できるよう線路は残すということなので、今のところ、上下線の1本ずつは残る予定である。
永幡委員	そうすると、貨物列車が宮城野原を通る際のスピードは上がることになるのか。
事業者2	現時点でも、停車せず通過していく列車もあるため、最高速度は変わらない。
永幡委員	これまで現駅で停車していた列車が、新駅の供用後は全て通過列車となる。つまり、現在と列車の本数が変わらないのであれば、宮城野原を最高速度で通過する列車の本数が増えることとなる。これまでと比べて宮城野原を通過する際の時間は短くなるが、自動車の騒音レベルは走行速度に比例することから、列車も同様と考えられ、宮城野原周辺での騒音レベルが上がる可能性は否定できない。そのため、供用後の宮城野原周辺の騒音レベルについて予測・評価する必要があるのではないか。
事業者2	ご指摘のとおり騒音レベルが上がることを否定はできないが、事業者の感覚では、列車の通過時より停車時の方がブレーキの音でうるさく、また音の発生時間も長いので、全体としての不快感はむしろ減るのでないかと思う。
永幡委員	夜間の睡眠への影響などの観点から、最大騒音レベルで予測すれば恐らく小さくなるような気がするが、等価騒音レベルについては予測してみないと分からぬ。
事業者2	検討させてほしい。
西條委員	私は宮城野原の貨物駅のすぐ近くに住んでいるが、確かに貨物列車の停車の際のブレーキ音はよく聞こえる。ただ、通過の際の音も長く聞こえる。今と比べてどうなるかは、色々な考え方ができると思うので、可能であれば実際に調べて評価をして欲しい。
	それから、貨物駅には相当数の輸送トラックが出入りすることになると思うが、計画地の周辺には小学校や中学校があり、通学路になっている道路も多いと思う。歩行者の安全という観点からもある程度、予測ができれば良いと思う。
事業者2	方法書の3.2-44ページに示すとおり、計画地の北側に1.岩切小学校、8.岩切中学校がある。利府街道沿いには歩道が設置されている状況である。環境アセスメントの中でどこまでの内容を書けるかは分からないが、歩行者の安全面については配慮をしていく。
持田会長	計画地周辺には、新幹線と東北本線が走っており、今回新たに貨物駅ができることによって、更にそこに輸送トラックの走行や駅構内での重機の稼働が加わることになる。騒音の予測は、新幹線と東北本線での列車の走行に、

	本事業の影響を上乗せする形で行うのか。
事業者2	計画地内で貨物駅の影響をみることを想定しているが、現況の騒音や鉄道騒音は計測しているのでそれらを活用して行っていきたい。
持田会長	わかった。 廃棄物や温室効果ガスの影響については、建物の規模や従業員数の情報が重要になってくるがこれらはどこに示されているのか。
事業者2	現駅の従業員数については、要約書の3ページに示している。当社の業務委託先も含めて72名である。ただし、トラックの運転手など、それ以外にも出入りする人はいる。
持田会長	72名というのは、どこで働くことになるのか。オフィスで働くということであれば、オフィスでのエネルギー消費が大きくなるが、積み下ろし作業等に従事し屋外で働くということであれば、あまりエネルギーはかかるない。
事業者2	列車の入れ換えや、折り返す列車の検査に当たる人が多く、72名のうち、オフィス内で事務仕事をするような人は少ない。
持田会長	わかった。
永幡委員	新駅は、現駅と同規模のものであり、さらにE&S方式を導入するということで、要約書の4ページの図1.3を見ても、かなりシンプルになると思うのだが、敷地面積を見ると増えている。それはなぜか。
事業者2	貨物駅の設備という点に限れば、現駅と同程度の面積になるとを考えている。ただし、現駅はバス等の公共交通機関での通勤が可能であるが、移転先では車での通勤が増えるため、駐車場が必要になる。また、計画地周辺の営農地に取り付けるための道路を新たに配置する必要もある。さらに、宮城県からの指導で調整池が必要だと言われており、それらを考慮すると面積が増える。
永幡委員	わかった。
山田委員	方法書の3.2-3.7ページに、計画地周辺の用排水路図等位置図があるが、工事が始まるとこれらの用排水路は廃止し、付け替えを行うことになると思う。新しい用排水路の計画は現時点では分かるのか。4-2.6ページに水質調査・予測地点が4地点示されているが、新しい用排水路の計画がないどの地点が適切なのが分からぬと思うのだが、いかがか。
事業者2	新しい用排水路は現在協議中であるので、調査・予測地点は、現況の主たる排水路に設定している。ただし、予測をする際には、実際の用排水路計画に合わせて、現在示している地点のうち必要な地点のみで実施することになるかもしれない。
山田委員	水質の予測という点では、敷地内の何カ所と合流地点だけでも十分可能ではないかと思った。 また、方法書の4-3.3ページで、地下水調査として計画地内に5地点を

	想定しているが、5地点も要らないのではないか。むしろ、対照として計画地外で1～2カ所とった方が比較てきて良いのではと思うがいかがか。
事業者2	東北本線や東北電力の送電鉄塔等の工作物への地盤沈下の影響が懸念されたため、この5地点を選定した。最終的には、地下水観測は5地点も必要ないのではないかとは思っている。
山田委員	地点数はこんなに多くなくても良いと思う。むしろ、地下水をみるという点から、少し離れたところで1カ所ぐらい見た方が良いと思う。
事業者2	検討する。
丸尾委員	大気質に関して伺う。
事業者2	要約書9ページの調査内容として、二酸化窒素と浮遊粒子状物質が挙げてあるが、浮遊粒子状物質はPM10か2.5どちらか。
丸尾委員	PM10の方である。
事業者2	PM2.5も測定をしてはいかがか。
丸尾委員	また、要約書の6ページにもあるように、現況で光化学オキシダントの環境基準を超過している測定局も結構あることから、光化学オキシダントについても測定してはいかがか。二酸化窒素の測定だけでは、光化学オキシダントを予測しにくいと思う。
事業者2	まず、PM2.5の測定についてだが、PM10でみれば現況でも環境基準値を下回っているので、PM2.5の測定までは必要はないと考えている。
丸尾委員	光化学オキシダントについては、今のところ測定する予定はない。
持田会長	計画地周辺には営農地があり、光化学オキシダントにより稲の収量が減るという報告もあるので、現状を把握しておいた方が良いと思う。
事務局	光化学オキシダントは、予測項目として選定できるのか。
丸尾委員	光化学オキシダントについては、環境基準が設定されてはいるものの、予測が困難であるという技術的な問題や、一事業者が対応できるものではないという特性から、仙台市環境影響評価技術指針マニュアルにおいては、一般的には対象とすることは困難であるとしている。
持田会長	二次汚染物質なので生成メカニズムも複雑であり、排出者が確定できるものではないということは分かるが、後々何か問題が起きた際に対策等を考える上でも、現状を把握しておいた方が良いと思う。
事業者2	現況で光化学オキシダントの環境基準を超過している測定局があるというのはどこに記載があるのか。
持田会長	方法書3. 1—10ページにある。ほとんどの測定局で環境基準を超えている。
事業者2	岩切に一般環境大気の測定局があるので、そこで光化学オキシダントは測定されている訳だ。岩切の測定局と計画地はどの位の距離にあるのか。

事業者2	方法書3. 1—7ページに示しているが、計画地から500メートルから1キロぐらいの位置にある。
丸尾委員	それであれば岩切測定局で把握できるので、良い。
持田会長	周辺農地に影響が及ぶ可能性も考えられるので、岩切測定局の光化学オキシダントの測定結果に少し注意を払って欲しいという意見だ。
山田委員	方法書3. 1—99ページに動物生息地として重要な地域が茶色で示されており、計画地が位置する水田がそこに含まれている。その一方で、方法書4—39ページに示されている調査範囲をみると、重要な地域の範囲に比べ非常に狭い範囲になっている。事前調査書を見ると、オオタカ等の田園の周辺部に生息するような猛禽類が出ている感じがするが、それらの種を含めた調査を行う場合、このような調査範囲で良いのか確認したい。
事業者2	計画地周辺には、営巣木となるものが恐らくないだろうと考えられるので、サギ類等の確認を念頭に調査範囲を設定し、このような調査範囲とした。
山田委員	事前調査書ではハイタカやオオタカといった種が記載されているが、考えなくて良いのか。
事業者2	文献調査の結果なので、詳しくは分からぬが、恐らく飛翔確認であると推測する。
山田委員	わかった。実際に現地調査をしている際に、もしこれらの種が確認された場合は、調査地点を増やしたり、調査範囲を広げたりするような形で計画を考えていただきたいと思う。
事業者2	はい。
山口委員	地形・地質のことで教えて欲しい。地形・地質の項目で特に注意が必要なのは粘性土質系だと思うが、この地域の地盤はどうなのか。文献調査で、この地域は砂質土系か粘性土質系かのどちらかということは分かっているようだが、どちらか分かっているのか。
事業者2	両方あるかもしれない。
山口委員	わかった。液状化が懸念される場合はきちんと検討すると書いてあるので大丈夫かと思う。
	地盤沈下の調査方法に関連し、調査地点を5地点とすることは良いと思うが、採取した試料を用いた土質試験と原位置試験は具体的に何を行うのか。何を行うのかが分からぬと、それで地盤沈下の予測ができるのかどうかがわからない。
事業者2	工事では掘削を行うので、その影響を見るために、原位置試験として地下水位観測を行うこととしている。
山口委員	地下水位観測以外の、例えば標準貫入試験やスウェーデン式サウンディング試験等の原位置試験は予定していないのか。粒度試験だけで圧密沈下を判

	<p>断ることはないとは思うが、実施する調査はきちんと記載した方が明確になって良いと思う。</p>
事業者 2	<p>標準貫入試験は当然実施する。また、軟弱地盤解析として、圧密と地盤変形は5か所5断面で解析を行う予定であり、解析に必要な室内の土質試験も実施する。</p>
山口委員	<p>土質試験は5地点全てで実施するのか。</p>
事業者 2	<p>はい。</p>
持田会長	<p>では、回答していただいた内容等を具体的に資料として提出していただくようにして欲しい。時間になったので、追加の質問、意見があれば後ほど事務局に提出を願う。</p>
(報告 1)	<p>【次第5 報告】</p>
持田会長	<p>次に次第5 報告に入る。</p> <p>「仙台市新墓園建設事業（第2期）に係る事後調査報告書（第4回）案」について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市新墓園建設事業（第2期）については、平成23年2月28日に評価書の公告を行った。</p> <p>今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（第4回）の案について事業局より報告していただく。</p>
事業者 3	<p>（資料3について説明）</p>
持田会長	<p>ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見などあればお願ひする。</p>
永幡委員	<p>追加資料の43ページでは3月分のデータとして水位55センチが追加されているが平均値をみると、資料3の43ページと同じ48センチとなっている。追加されたデータが55センチであることを考えると、平均値がどちらの資料でも同じということはないと思うので、確認してもらいたい。</p>
事業者 3	<p>確認し、必要に応じて訂正させていただきたい。</p>
山田委員	<p>止水域の堆積物について観察した経緯はあるか。</p>
事業者 3	<p>水位の観測のみで、止水域の堆積物については観察していない。</p>
山田委員	<p>水位が変化していないので問題ないとは思うが、堆積物が周辺から集まり、そこに生息する種に何らかの影響を与えたということは考えなくてよいか。</p>
事業者 3	<p>止水域の周辺は、もともと法面になっており、工事は行っていない。もし、止水域への流入があるとすれば、もともとの法面にあった落ち葉等によるものであり、本事業の工事による影響はないものと考えている。</p>
山田委員	<p>わかった。</p>
丸尾委員	<p>盛土法面に植栽をしているが、これらの植栽木は定着しているのか。</p>
事業者 3	<p>盛土法面の植栽は、山を伐採する前にそこに生育する在来種を仮置きして</p>

	<p>いたものを、法面形成時に再移植したものである。法面への移植後に枯死したものもあるが、これ以上枯死する個体はないものと考えている。植栽木については現場で随时確認をし、状況が悪くなるようなことがあればご報告する予定である。</p>
持田会長	<p>ほかにはよろしいか。それでは、この件は以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成にできる限り反映されるよう、ご配慮を願いたい。</p>
(報告2)	
持田会長	<p>次に「仙台市東部復興道路整備事業に係る事後調査報告書（第1回）案」について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市東部復興道路整備事業については、平成25年10月28日に評価書の公告を行った。</p> <p>今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（第1回）の案について事業局より報告いただく。</p>
事業者4	<p>（資料4について説明）</p>
持田会長	<p>それでは、ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見などあればお願いする。</p>
遠藤委員	<p>猛禽類のオオタカについて確認したい。資料4の8-21及び8-24ページにおいて、オオタカが繁殖を中断したが、オオタカの繁殖期に営巣中心域の範囲で本事業に係る工事は実施されていなかったとある。一方、6-2ページにおいて、本事業の工事がオオタカの繁殖に影響を与えていないことを確認したとあるが、実際は繁殖地のそばで工事は実施されていないので、今回の調査で工事の影響の有無は評価できないのではないか。</p>
事業者4	<p>2-11ページの工区別施工計画をご覧いただきたい。5工区の荒浜地区は平成26年度に工事を実施しており、約100メートル区間は工事完了している。6工区の井土工区でも平成26年度に270メートル区間の工事に着手している。具体的な場所は2-12ページの図のとおりである</p>
遠藤委員	<p>これら工事の施工場所は、オオタカの繁殖地のそばだったか。</p>
事業者4	<p>8-23ページ及び8-26ページのそれぞれ赤い星印で示したのが営巣場所であり、8-26ページに示すとおり6工区の約270メートル区間が営巣場所に近い。</p>
遠藤委員	<p>2-11ページの工区別施工計画からは、6工区の工事は平成26年のオオタカの繁殖期が終った後に工事を始めたと読み取れる。また、5工区の工事は、営巣地からかなり離れている。よって、どちらの工事もオオタカの繁殖に与えた影響について把握できないのではないかと思う。</p> <p>もう1点、資料4によれば、造巣期と求愛期は繁殖活動が確認され、その後の抱卵期に繁殖が中断されたということだ。それには、最も重要な抱卵期</p>

	において、本事業とは別の事業だが、営巣地の周辺の復興工事が影響を与える可能性も考えられる。本事業の計画地内に、猛禽類の繁殖地はミサゴを入れても3カ所と限られているため、今後本事業の工事を進める際には、例えば、オオタカの繁殖が確認された場合には、別な区間から先に工事を始める等の配慮をお願いしたい。
事業者4	繁殖が確認された場合には、営巣地から遠いところから工事を開始し、コンディショニングをしながら工事を進めたいと考えている。
遠藤委員	コンディショニングに頼るのではなく、できれば繁殖期の営巣地周辺での工事は避けて、巣立った後に工事をするなり、時期と場所をずらして工事を進めて頂きたい。
事業者4	仙台市としては平成30年度の完成を目指して工事を進めているので、先生のご意見も踏まえつつ、そのことも踏まえて工事を実施していきたい。
持田会長	遠藤委員の1点目のご意見について、事業者としては、今回実施した工事は営巣地から遠い場所であるため、今回は工事の影響はなかったということであり、営巣地の近くで工事をやっても影響がないと言っているわけではない。その辺がかみ合っていないように思う。
	2点目のご意見については、今後工事が進めば営巣地のすぐ近くでの工事もあり、オオタカの状況を確認して工事の順番を考える等慎重に進めて頂きたいということである。
山田委員	遠藤委員の1点目のご意見は、報告書の表現に誤解がないようにというご指摘だろうと推察する。
事業者4	事務局と相談して表現を考えたい。
持田会長	他に質問・意見はないか。
永幡委員	今回の報告書からは外れるかもしれないが、騒音に関し、この工事で一番影響が大きくなるのは平成28年、29年という話だったが、周りの他の復興関連工事との複合影響を考えるとどうなるのか。
事業者4	周辺の復興関連工事として、圃場整備事業は平成28年度に終了すると聞いており、海岸堤防工事もあらかじめ終わりに近づく。そのため、複合影響は余り想定していない。
永幡委員	承知した。周りの事業との情報交換は適正になされているのか。
事業者4	事業の進捗については、特に荒浜の搬入場跡地は、海岸堤防工事を所管する森林管理署や国土交通省も含めた調整会議を開いているので、その辺の情報は共有している。
永幡委員	単発の事業では問題がなくとも、周辺工事との複合影響を考えると問題が起こるという事態は避けるべきだと思う。情報交換と対策の検討は常にやっていただきたい。

持田会長	今日は植物系の先生が出席していないので代わりに伺うが、2-10ページの緑化計画の変更に関し、表の2.6-2に示された種子は外来種なのか。外来種である。
事業者4	外来種で良いのか。「在来性の種子を含む種子配合を検討し」という書き方も曖昧だ。
持田会長	外来種で良いのか。「在来性の種子を含む種子配合を検討し」という書き方も曖昧だ。
事業者4	この表は、2段落目に記載している5工区の荒浜地区（延長約100m）で実際に種子散布した配合である。
持田会長	外来種を散布して良いのかというのが質問である。
事業者4	外来種を散布してはいけないという認識はない。
持田会長	緑化計画を変更したということだが、元の計画である張芝は在来種か、外来種か。
事業者4	在来種である。
持田会長	つまり、在来種から外来種に変更した。これは環境アセスとして非常に問題だと思う。評価書では在来種を使用するとしていたのを勝手に外来種に変えた上に、今回明確な説明もなかった。
事業者4	基本は、評価書で示した張芝をするべきであったが、施工期間を短縮する理由から、一度に広範囲に施工ができる種子散布工に変更したものである。
持田会長	種子散布工では、在来種は蒔けなくて、外来種しか蒔けないのである。採用する工法と、採用する植物が在来種あるいは外来種であるというのは別問題である。
事業者4	今回、種子散布工に変更した理由は事業費を縮減する必要があったためである。まず張芝工の値段が種子散布工の8倍である。延長約10キロ、高さ6メートル、法勾配が1割8分の面積になると、種子散布工と張芝工の差額が4億7,000万円ほどになる。事業費を少しでも安くしないと、復興庁から変更の事業費の増額が認められないので、張芝工から種子散布工に変更した次第である。
持田会長	それは、例えば「建物の断熱性を高くする」と約束して通しておきながら、「断熱材の値段が高過ぎたのでつけませんでした」と言うのと同じである。もともとアセスの手続で約束したことと予算が足りないという理由で変更して良いならアセスの意味がない。環境影響がそれほどないということで別方法に変えたというなら構わないが、ただお金がないから在来種を外来種に変えたというのは遺憾である。
山口委員	準備書の審議において、本事業の法面緑化について議論をしたときに、農地から海岸方面を眺めたときに壁ができて、その壁一面が外来種で良いのかという景観上の問題提起がなされて、結論として在来種にこだわった計画を立てていただいたはずである。

持田会長	<p>外来種に変更したこととどれくらいの環境影響が生じるのかについて、本日ご欠席の植物の専門委員からご意見を聞いていただきたい。</p> <p>ほかに意見・質問はないか。</p>
山口委員	<p>地盤改良工法の変更により、浅層固化工法を取り入れるということだが、2-68ページを見ると、通常施工をする区間と改良施工する区間がある。例えば改良した場所とそうでない場所で、東日本大震災のような大地震が来たときに、通行の障害となる段差が生じるかどうかの検討はしたのか。</p>
事業者4	<p>ご指摘のような段差が生じるかについての検証はしていない。あくまでも盛土の安定性の解析をした結果、通常時並びに地震時の許容安全率を上回るように軟弱地盤対策工法を決定している。</p>
山口委員	<p>東日本大震災のような大地震が来たときに、この道路は重要な道路として交通機能が保持されている必要があるのか、あるいは、多少通行の障害となる段差が生じても堤防としての機能が満たされていれば良いのか、道路の目的をどのようにお考えなのか教えていただきたい。</p>
事業者4	<p>評価書にも記載しているが、本道路の目的は、津波からの堤防機能を確保することということ、また、自動車が津波到達までに避難できるような路面状況を確保することである。</p>
山口委員	<p>つまりは、段差部分は発生しないだろうということで、こういう改良工法を選んだという認識でよいか。</p>
事業者4	<p>はい。</p>
持田会長	<p>ほかにはよろしいか。それでは、この件は以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成にできる限り反映されるよう、ご配慮を願いたい。</p>
(報告5)	
持田会長	<p>次に「仙台市富沢駅西土地区画整理事業の事業計画変更に係る環境影響評価に関する報告書」について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市富沢駅西土地区画整理事業は、平成25年7月22日に評価書の公告を行った。</p> <p>今回は土地利用計画の見直しがなされたことを受けて生じる環境影響評価及び事後調査の変更について事業者より報告いただく。</p> <p>(資料5について説明)</p>
持田会長	<p>ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。</p>
永幡委員	<p>幹線道路の間近に住宅地を新たに配置すること自体がおかしい。幹線道路の近接空間における基準ができた際の議論について承知しているのか。</p>
事業者5	<p>議論については承知している。</p>
永幡委員	<p>そのような場所は居住に適していない旨、環境省の報告書にも書いてある。そのようなところにわざわざ住宅地を配置するのか。</p>

事業者5	<p>今のご質問の回答になるか分からぬが、土地利用計画の変更の理由、経緯についてご説明させていただきたい。</p> <p>まず、変更した理由の1点目として、区画整理事業はビジネスという側面もあり、土地を売却して事業を終了させなくてはならない。我々は当初の計画どおり幹線道路に隣接する部分は業務系とするよう努力してきたが、結果として難しかった。そうすると事業そのものの存続という問題も出てきたため土地利用を見直した次第である。</p> <p>また、当初の計画では沿道に住宅用地を配置していたが、今ご指摘を頂いた観点から沿道部分はできるだけ住居環境をなくすと改善を図った。その結果、今回の土地利用上の取り換えをしたという理由もある。</p> <p>ただし、今ご指摘のとおり、そのままではいけないということは承知しており、騒音の低減を図るため遮音壁を設置することで事業を進めさせていただきたいと考えている。</p>
永幡委員	<p>経緯は問題ではない。幹線道路沿いに住宅地を配置することに問題はないのかと言っている。予測高さ4.2メートル、つまり住宅の2階部分では環境基準を超えている。通常2階に寝室をつくると思うが、そのような環境に人を住まわせるのか。</p>
持田会長	<p>自分も同じことを思った。資料5の17ページの表1-1に「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」が示されているが、この基準は幹線道路沿いに人が住むという前提で作られていないので、そもそも住宅地にこの基準を当てはめるということがおかしい。</p> <p>20ページに記載のとおり、2階部分では環境基準A類型を満足しないという結果になっている。そのような住宅地を購入する人がいるかは疑問だが、土地販売を販売する際には、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準は満足しています。」という説明や「予測高さ1.2メートルの予測結果だけを示して環境基準A類型を満足しています。」というような説明はしてはならない。</p>
事業者5	<p>計画地東側の地下鉄車両基地の脇において、かつて区画整理事業で住宅地が造成された際には、同じように遮音壁を設置しており、また、販売時にはどういった基準が守られていない等の説明をきちんと行ったと聞いている。本事業においても、土地を実際に販売する業者が実際購入される方に、不動産の重要事項説明等を通してしっかりとリスク等を説明して問題が発生しないようにする予定である。</p>
持田会長	<p>日当たりとか別の問題がでてくるかもしれないが、遮音壁をさらに高くするということはないのか。</p>
永幡委員	<p>追加の意見だが、側道を設置する計画であるのにもかかわらず、側道を走</p>

	行する車両の騒音影響が考慮されていない。側道の走行量はほとんどないかもしれないが、騒音レベルを足し合わせる必要がある。そういう意味では今回の予測は余りにもずさんである。
事業者5	今回予測するにあたって、交通騒音の主たる発生源は仙台南部道路であると考えた。評価書では側道の交通量を含めた予測を実施している。実際にどれぐらいの車両が側道を通過するかはわからないところがあるが、基本的に外から来た車両が側道を通行するという考え方の計画ではない。
永幡委員	しかし、側道は遮音壁の外側、住宅側にあるのにも関わらず、その分の騒音レベルを加味していないのは問題だ。
事業者5	確かにその分の騒音レベルを加味すると若干騒音レベルが上がるかと思うが、区画道路の中で遮音壁を設置することは不可能だ。
持田会長	住宅地とすることを変更しないと勘弁できないという話か。
永幡委員	どこまで強く言えるのかわからないが、少なくともこの資料の記載はよろしくない。17ページに示されている予測式の各補正值についても記載がない。
事業者5	資料では、2階相当の高さの予測結果が示されているが、3階以上の家は建たないのである。
環境部長	敷地面積等によって建物の高さが変わってくるが、この区画の建物は基本的に2階建てになると思われる。
永幡委員	事業者にとっては事業性についても考えなければならないという問題もあるかと思う。その上で、アセス審査会から、幹線道路の横に住宅用地をつくること自体が望ましくないという意思表示があったことは、私どもの方できちんと受けとめ、記録させていただきたい。あとは先ほどの会長からのご意見のとおり、事業者が適切な情報公開をして、購入者に納得いただいた上で分譲することが肝要かと思う。
事業者5	最後にもう一言言わせて頂くが、資料の20ページに「遮音壁を設置した場合に2.5デシベル低減させることができる」とあるが、その程度の低減では普通の人は気づかない。低減幅が5デシベル超えないといふ「確かに静かになった」とは言われない。それより小さい低減幅で効果があったと言うべきではない。
持田会長	事業者としてできる範囲の中での対策をしたということであり、低減幅を強調しているわけではない。
山田委員	ほかに質問・意見はないか。
	8ページの調整池の変更に関する記載の中で、流出係数が0.7から0.58に小さくなっているのは、雨水浸透等の措置を講じたことによるものと受けとめていいのだろうか。

事業者5 山田委員	仙台市建設局下水道事業部からの指導により採用する流出係数を変更した。ご指摘のとおり、仙台市からは浸透耕を基本とするよう指導があり、そういうところを加味して係数が変更された次第である。 承知した。 今回の変更によって調整池の容量が少なくなっている上に自然流下方式となっている。最近の集中豪雨のような自然災害があった場合に、計画地が低湿地帯であることを考えると、不用意な浸水被害を招かないか気になるが、その点はいかがか。
事業者5 山田委員 持田会長 丸尾委員	仙台市から下水道に関する最新の基準等に基づいて指導を受けた結果であるため、その辺は問題ないと考えている。 場合によってはポンプを導入したほうが良いのではと考えたが、承知した。 ほかに質問・意見はないか。 11ページの4号公園の変更について、樹木群の位置が4ページの航空写真と合致しない気がするが、如何か。
事業者5 持田会長	11ページに示した樹木群は、現地で確認した広葉樹及び針葉樹をプロットしたものである。他方4ページの航空写真は、その周りにある竹や低木なども一緒に写っているので、若干形が違っている。 ほかにはよろしいか。では、この件は以上とする。 それでは、次第6の事務連絡に移る。事務局からお願いしたい。
事務局	【次第6 事務連絡】 ・追加意見の聴取 本日審議した事業について追加意見 3月26日（金）夕方5時まで ・次回審査会日時 未定 予定案件 (仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画環境影響評価方法書（第3回） 仙台貨物ターミナル駅移転計画環境影響評価方法書（第2回）
事務局	【次第7 その他】 特になし
事務局	【次第8 閉会】 《審査会終了》

平成27年6月 / 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 手井田 火

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

永中番 葉司

